

学校法人 鎌倉女子大学 『役員等報酬規程』

(目的)

第1条 本規程は、学校法人鎌倉女子大学『寄附行為』第40条の規定に基づき、役員等の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬額)

第2条 役員報酬の明細は、別表1「月額役員報酬表」の定めるところとし、支給の基準は次の各号の通りとする。

- (1) 理事長 9号乃至20号
- (2) 常務理事 3号乃至11号
- (3) 理事 1号乃至9号
- (4) 監事 1号乃至7号

2 役員報酬は、法人の財務状況、社会的経済状況及び当該役員の担当業務内容等を十分に勘案して、年度ごとに理事長が見直しを図るものとする。

3 賞与の支給については、法人の財務状況を考慮してその都度理事長が決定する。

4 賞与を支給する場合は、原則として夏季賞与、冬季賞与、年度末賞与とし、それぞれ6月1日、12月1日、3月1日に在職する役員を対象とする。

5 賞与を支給する場合の支給額は月額報酬額に支給月数を乗じた額とし、支給月数はその都度理事長が決定する職員に対する支給月数に0.5を乗じた月数とする。

(支給日・支給方法)

第3条 役員報酬は、毎月25日に支給する。但し、支給日が休日等に該当する場合には、その前日に繰り上げて支給する。

2 法人の職員を兼務している役員は、給与に加算して支給する。

3 賞与を支給する場合の支給日は、その都度理事長が決定する。

4 役員報酬及び賞与は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込むことができる。

5 新たに役員に就任した者には、その日から役員報酬を支給する。

6 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの役員報酬を支給する。

7 月の中途における就任、退任又は解任の場合の役員報酬額については、その月の総日数から休日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

8 本規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数が50銭未満であるときは、これを切捨て、その端数が50銭以上であるときは、これを1円に切上げるものとする。

(評議員報酬額及び支給方法)

第4条 評議員報酬額は、評議員会及び理事・評議員選任機関出席毎に10,000円とし、交通費と合わせ、会議当日に支給する。

2 前項に定める会議出席に係る交通費については、実費を支給する。

(退職金)

第5条 役員等が退任した場合には、退職金を支給しない。

(旅費)

第6条 役員等が職務執行のため出張した場合は、別表2「役員等旅費支給基準」に基づいて旅費を支給

する。

2 役員等が職務執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、別途当該費用を実費支給する。

(補足)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経て理事長が行う。

附 則

昭和59年4月1日から制定し、施行する。

- 2 昭和60年4月1日から改定し、施行する。
- 3 昭和61年4月1日から改定し、施行する。
- 4 昭和62年4月1日から改定し、施行する。
- 5 昭和63年4月1日から改定し、施行する。
- 6 平成元年4月1日から改定し、施行する。
- 7 平成2年4月1日から改定し、施行する。
- 8 平成3年4月1日から改定し、施行する。
- 9 平成4年4月1日から改定し、施行する。
- 10 平成5年4月1日から改定し、施行する。
- 11 平成6年4月1日から改定し、施行する。
- 12 平成7年4月1日から改定し、施行する。
- 13 平成8年4月1日から改定し、施行する。
- 14 平成9年4月1日から改定し、施行する。
- 15 平成10年4月1日から改定し、施行する。
- 16 平成11年4月1日から改定し、施行する。
- 17 平成12年4月1日から改定し、施行する。
- 18 平成13年4月1日から改定し、施行する。
- 19 平成15年4月1日から改定し、施行する。
- 20 平成17年4月1日から改定し、施行する。
- 21 平成28年4月1日から改定し、施行する。
- 22 令和2年4月1日から改定し、施行する。
- 23 令和7年4月1日から改定し、施行する。

別表1 月額役員報酬表

号	月額役員報酬 (円)
1	100,000
2	150,000
3	200,000
4	250,000
5	300,000
6	350,000
7	400,000
8	450,000
9	500,000
10	550,000
11	600,000
12	650,000
13	700,000
14	750,000
15	800,000
16	850,000
17	900,000
18	950,000
19	1,000,000
20	1,500,000

別表2 役員等旅費支給基準

旅費の区分		旅費支給額
鉄道運賃		旅客運賃 グリーン料金 特別急行料金
船舶運賃		特等料金
航空運賃		実費
自動車運賃		実費
宿泊料		15,000円 (1泊当たり)
日当	片道距離 100km以上 200km以上 300km以上	1,000円 2,000円 3,000円